

指 導 事 項		確 認 欄	
		はい	いいえ
令和6年度指導監査等の重点事項	＝指定一般相談支援事業所＝		
1 基準に定める職員の確保	・基準に定める職員が適切に確保されているか。		
2 個別支援計画の策定等	・契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。		
3 適正な公費請求	・各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 (算定要件・減算実施の有無などの確認)		
4 虐待防止の適正化	・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。 ・虐待防止のための指針を整備しているか。 ・従事者に対し、障害者虐待防止に関する研修を定期的実施しているか。 ・虐待の防止等のための担当者を設置しているか。		
5 感染症や防災対策の充実強化	・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。 ・業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。		
6 情報公表に係る報告	・情報公表に係る報告がされているか。(障害福祉サービス等情報公表システムで閲覧できるか)		